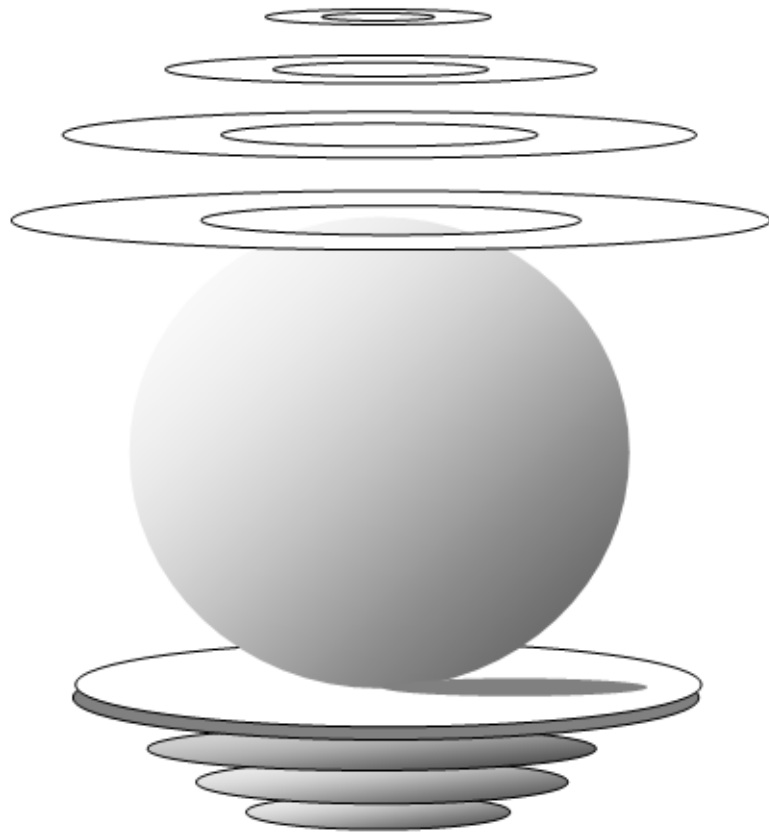


滋賀大学教育学部附属小学校

いじめ防止基本方針



令和5年4月1日

滋賀大学教育学部附属小学校

目 次

1. はじめに	1
2. いじめの定義	1
3. いじめの禁止	2
4. いじめ防止等のための組織 ＜指導体制＞	2
5. 学校全体としての取り組み ＜学校の基本姿勢＞ （１）いじめ防止のための取り組み （２）いじめの早期発見 （３）いじめへの対処 （４）家庭及び地域との連携 ＜家庭＞ ＜地域＞ （５）関係機関との連携	3
6. 重大事態への対処 （１）重大事態の意味について （２）事実関係を明確にするための調査の実施 （３）重大事態の調査を行う組織について	5
7. 基本方針の見直し	5
8. いじめ防止等に向けての年間計画	6

滋賀大学教育学部附属小学校 いじめ防止基本方針

平成26年 4月 1日制定

滋賀大学教育学部附属小学校長

滋賀大学教育学部附属小学校 いじめ等防止対策委員会

1. はじめに

いじめ問題への対応は学校における重要課題の一つである。その解決のため、学校が一丸となって組織的に対応していかなければならない。平成25年9月28日に施行されたいじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、ここに本校のいじめ防止等に関する基本的な方針（以下「学校の基本方針」という）を策定する。

いじめ問題への取り組みは、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、それぞれの役割と責任を自覚し、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わないようにすること、いじめを認識しながら放置することがないようにすること、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が、十分に理解できるようにしなければならない。

2. いじめの定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

（注1）「いじめられた児童の立場に立って」とは、いじめられたとする児童の気持ちを重視することである。

（注2）「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級の者、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人間関係のある者を指す。

（注3）「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

（注4）「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

（注5）けんか等を除く。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る必要がある。

３．いじめの禁止

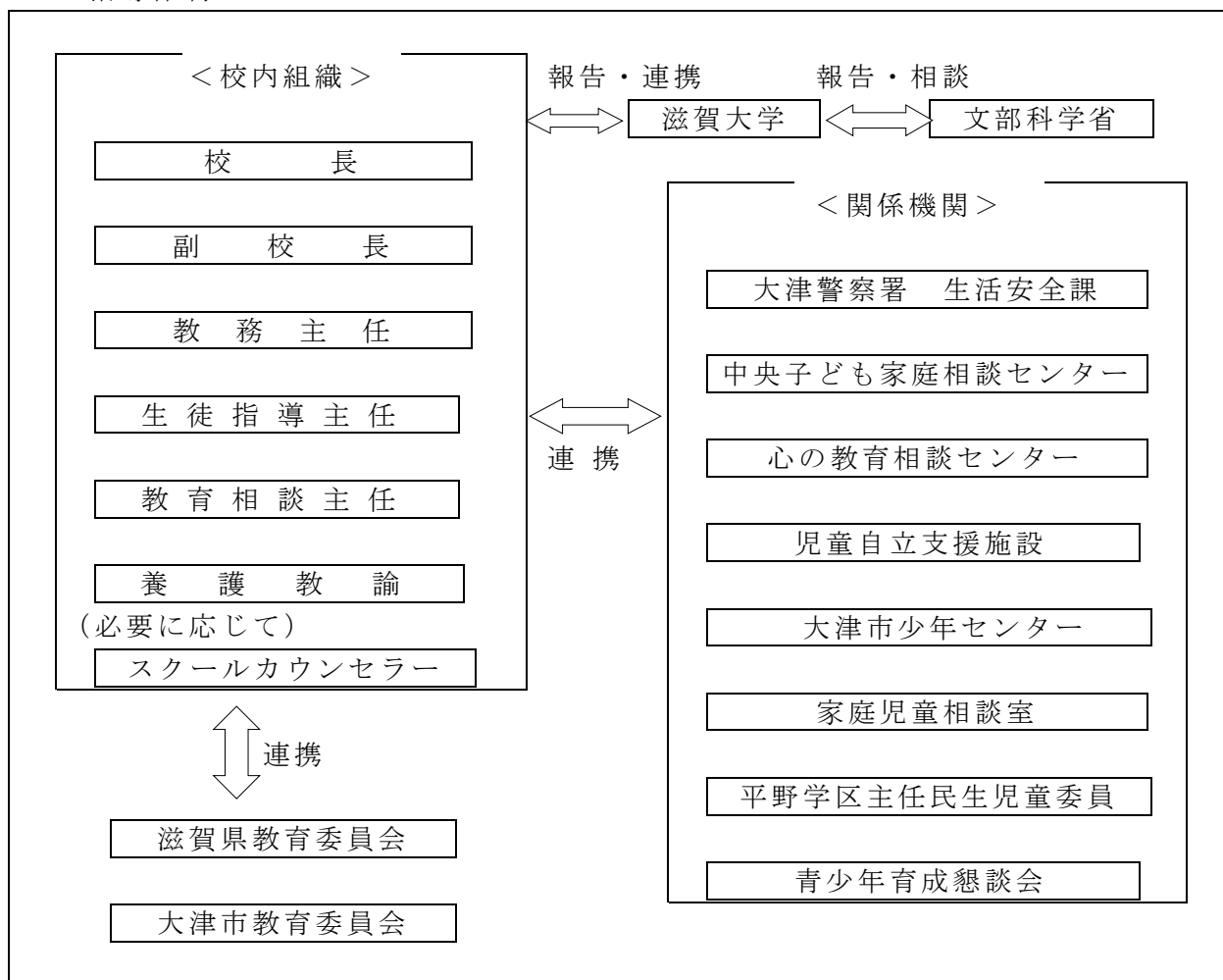
児童は、いかなることがあろうともいじめを行ってはならない。また、いじめが行われているのを周りで見たり、聞いたりしたときは、速やかに周りにいる教職員、保護者、地域の大人に相談をするよう指導する。

４．いじめ防止等のための組織

「いじめ」に対しては、いじめられた児童の立場になって問題の解決に当たる。そのためには、児童本人や周辺の状況等を客観的に確認していくことが大切である。いじめの認知については、特定の教職員がするのではなく、いじめ防止対策推進法第２０条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

学校には、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの対処）のための組織を置き、その組織体制は、以下の組織図による。この組織では、いじめ防止等に関わり、学校内で中心的な役割を果たすものとする。

<指導体制>



5. 学校全体としての取り組み

<学校の基本姿勢>

校内研修を始めとして、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取り組みをもとに、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関する取り組み方法等を具現化し実践していく。こうした取り組みを徹底しながら、絶えず情報交換をし、全教職員で共通理解を図り、さらに、学校マネジメントシステムを有効に活用しながら、PDCAサイクルを通して取り組みの充実を図っていく。

(1) いじめ防止のための取り組み

いじめの防止については、学校教育活動全体を通じて、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、日々の活動の中で一人ひとりをしっかりと見とれるよう取り組みを進めていく。

①児童の豊かな情操と道徳心を培う

- ・それぞれの持ち味を発揮し、発見、創造の場のある学習づくりの取り組み
- ・人・ものとの出会いを大切に活動の充実

②児童があらゆる活動の中で、自己有用感や自己存在感がもてる取り組みを進める。

- ・全ての児童が安心して生活できる「居場所のある学級経営」の実践
- ・「わたしがつくる学校」をめざした特別活動の充実
- ・構成的グループエンカウンター等を生かし、「認め合えるなかまづくり」に努める

③道徳教育及び体験活動等の充実を図る

- ・児童の発達段階と課題に合わせた体験活動の吟味と実践
- ・道徳教育の指導力向上と児童の道徳的実践力向上のための職員研修の実施

(2) いじめの早期発見

いじめは、迅速な対応が求められる。そのためには、全ての大人が連携して、児童の些細な変化に気づく力を高め、どんな些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知して取り組みにあたる。

①いじめの早期発見のための、定期的なアンケート調査や教育相談の実施

②さまざまな電話相談窓口等の周知により、児童がいじめを訴えやすい体制を整える

③地域・家庭・関係機関と連携して児童を見守っていく

(3) いじめへの対処

いじめが確認された場合、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し事情を聞き取り、さらにいじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する。

①学校としての組織的対応をする

②家庭や必要な機関へ連絡・相談をする

③事案に応じて、関係機関との緊密な連携を図る

(4) 家庭及び地域との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭との連携が必要である。また、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

<家庭>

学校と保護者とが一体となった取り組みをするために、学校便りや、学年通信、学級通信等を通じた情報に気を配り、学校からの情報を見逃さないようにする。「家庭でのいじめチェックシート」等を通じて、児童の様子を見取るとともに学校へ伝え、初期の段階で阻止できるよう取り組む。また、児童の成長過程や家庭での様子に応じて、児童の変化や困り感を適切に見取り、児童が抱える問題に対応できるよう学校と協力していく。

- ①学校と保護者とが情報を共有する
- ②児童の様子見取る取り組みを進める
- ③PTAの活動で「いじめ未然防止」等の研修会の充実を図る

<地域>

学校長の諮問機関である学校評議員会において、学校が抱える問題を議題として話し合いを進める。特に、いじめ対応については様々な立場の委員からの意見を踏まえた上で取り組みを進める。

また、地域の主任児童委員を始めとして、民生委員、地域ボランティア等と協力して、地域での生活の状況を把握したり、子育ての在り方や親子での取り組み等を交流したりすることで児童への関わりを深める。

- ①学校評議員会での取り組みを進める
- ②地域へのいじめ防止等への周知を図る
- ③地域の関係団体と連携する

(5) 関係機関との連携

いじめ問題への対応においては、滋賀県・大津市教育委員会との連携はもとより関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。「いじめ」の中でも、犯罪行為として取り扱われるべきものについては、速やかに警察に相談することとし、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、警察に通報することとする。

なお、そうした際には、教育的な配慮や被害者の意向も踏まえた上で、早期に、警察に相談・通報の上、連携した対応をとる。

- ①滋賀県・大津市教育委員会や関係機関との連携を図る
- ②児童への学校以外の相談窓口の周知を図る
- ③必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図る

6. 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味について

重大事態とはいじめにより次のような事態に陥ったことである。

①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

②「相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

- 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手することが必要である。

上記により、学校が重大事態と判断した場合には、学校が調査等にあたる。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実確認を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

- ・いつから（いつ頃から）か
- ・誰から行われたか
- ・どのような態様だったのか
- ・いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係の問題点は何か
- ・学校教職員がどのように対応したか

こうした客観的な事実関係を速やかに調査する。

また、調査においては、累積性、複合性について遡及調査ならびに周辺調査を行うものとする。この調査は、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとし、争訟等への対応を目的とはしない。

調査を実りあるものにするために、学校に不都合なことがあっても、事実にしっかりと向き合い、主体的に再発防止に取り組むものとする。

(3) 重大事態の調査を行う組織について

重大事態発生時における調査を行う組織については、「専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努める」ことが求められる。重大事態等が発生した疑いがある場合、学校長は速やかに教育学部長、学長及びリスク管理室(総務課)に報告する。教育学部長は、必要に応じ文部科学大臣に報告し、学校長と協議の上、滋賀大学の指導の下、「リスク対策本部」を設置する。

【いじめ防止対策推進法 第29条に基づく】

7. 基本方針の見直し

基本方針は、年度途中の如何を問わず常に検討見直しをすることで、より実効性のあるものとしていく。

8. いじめ防止等に向けての年間計画

	☐ 「教職員」の取り組みや活動 ☐ 「児童」の取り組みや活動 (特に重点的に取り組む事柄：■・●)	△「PTA」の取り組みや活動 ◇「地域」の取り組みや活動
4月	☐ 学級開き ☐ 学年懇談会 ☐ 個別懇談会	△安全推進委員会の見守り・あいさつ運動
5月	・校内いじめ対策委員会 ☐ 子供を語る会	
6月	・校内いじめ対策委員会 ○ゆめタイムの取り組み ■教育相談旬間（担任が児童全員と話す） ■「こころとからだのチェックリスト」の配布 ☐ 子供を語る会 ○ファミリー交流会	◇平野学区早朝あいさつ運動
7月	☐ 学級懇談会 ☐ 子供を語る会	
8月	☐ 子供を語る会	△安全推進委員会の見守り・あいさつ運動 ◇学校と地域合同の街頭補導活動
9月	・校内いじめ対策委員会	
10月	☐ 個別懇談会 ☐ 子供を語る会	◇平野学区早朝あいさつ運動
11月	・校内いじめ対策委員会 ■教育相談月間（必要としている児童を対象） ☐ 子供を語る会 ○ファミリー交流会	
12月	■人権旬間の取り組み（朝の放送,人権集会） ☐ 子供を語る会	◇学校と地域合同の街頭補導活動
1月	☐ 子供を語る会	△安全推進委員会の見守り・あいさつ運動
2月	・校内いじめ対策委員会 ■学校生活アンケート実施（必要としている児童を対象に教育相談も実施） ☐ 子供を語る会	◇平野学区早朝あいさつ運動
3月	○ファミリー交流会 ☐ 子供を語る会	
年間活動	■定期的な「あいさつ運動」（生徒指導部） ☐ ●毎月の生活目標への提案と放送 ☐ ○ふしょうっこ集会での啓発活動 ○ゆめタイムによる取り組み・運動 ☐ 毎月初めのあいさつ運動（各学年担当）	